

## 答 申

### 1 審査会の結論

武蔵野市が委託し、株式会社パスコ（以下「パスコ」という。）が作成した「平成18年度用途地域等見直し検討調査委託業務報告書」（平成20年1月25日付け武都ま第375号にて一部開示処分としたもののうち、非開示とした部分に限る。以下「本件文書」という。）について、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が平成20年2月28日付けでした非開示決定（以下「本件決定」という。）は、これを取り消し、本件文書を全部開示すべきである。

### 2 異議申立ての経緯

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条に基づき、平成20年2月18日、実施機関に対し本件文書の開示を請求したが、実施機関は、本件文書が、市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため条例第9条第5号に該当するとして、本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、同年3月21日、行政の意思形成過程はこれを積極的に市民に公開すべきであるとして、本件異議申立てを行った。

実施機関は、異議申立人の主張に対して、本件文書のうち、本件決定にかかる部分は、一定の条件の下で抽出した敷地を今後想定される問題点・課題ごとに一覧表に整理したもの、並びに当該一覧表のうち問題点・課題ごとのケーススタディとして4地区について検討をし、「用途地域等見直し方向」及びその「効果及び問題点」を具体的に掲げたものであって、これらは、用途地域等の見直しの方針として市が確定したものではなく、市として、これらの情報を公開することは、該当する敷地周辺に居住し、又は土地を所有する者に不要な不安感を与えるおそれがあると考え、「未成熟な情報が確定した情報と誤解され不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである」として本件決定を行ったものであると主張した。

これに対して異議申立人は、市が公費を用いて調査した成果の内容を詳らかにしないということこそが本来の意味において「不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがある」のであって、政策を決定してしまってから公開では、行政が何をどのような方向性と理由によりまちづくりに対して何を行おうとしているのかが関係者・住民・市民にはわからず、それがために逆に混乱と不安が醸し出されることの方が多く、まちづくりへの市民参加ということにも逆行しているなどと主張した。

### 3 審査会の判断

本件文書は、「現行の用途地域等を補完し、きめ細かな土地利用の誘導を図る用途地域等の見直しの検討を行うため、大規模敷地の土地利用転換の想定及び周辺環境への影響、また、地区計画の検討等の調査及び基礎資料の作成を目的」として、武蔵野市とパスコが締結した平成18年10月17日付「用途地域等随時見直し検討調査委託契約」及び同年11月10日付「変更契約」（以下、これらを一括して「本件契約」という。）に基づいてパスコが作成した報告書であって、その内容は、平成14年度土地利用現況調査結果等に基づき、敷地規模500㎡以上の一団となる敷地を抽出し、事前調査をし、及び現地調査をした結果を調査用基図に取りまとめ、その結果を踏まえ、図形及び属性データを更新し、「大規模敷地分布図」として整理し、一覧表等に整理した上で、それらのデータ等に基づき、土地利用転換等を想定し、周辺環境に対する影響等を踏まえ、問題点や課題を整理し、地区計画について取りまとめた部分、及び見直しの検討の必要性が高い地区について、地区計画素案を策定するために必要な検討項目について調査し、地区計画における建築制限等の影響について、シミュレーション等を行い、制限の妥当性を検証するための基礎資料として取りまとめた部分から構成されている。

条例第9条第5号は、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」という事項的要件を充足する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」という定性的要件に該当する場合を非開示情報としているのであるから、まず、本件文書の事項的要件該当性が問題となる。

そこで、本件文書の性格について検討すると、実施機関が、本件文書について「用途地域等の見直しの方針として市が確定したものではない」と述べているところからも明らかなように、本件文書は、パスコが本件契約に基づいて作成した報告書であって、その内容は確定しており、市の意思形成過程における「未成熟な情報」ではなく、市の政策決定の前々段階における基礎資料に過ぎない。すなわち、本件文書は市の政策的判断に基づいて作成されたものではなく、民間の株式会社であるパスコが土地利用現況調査結果等に基づき取りまとめた報告書である（その意味では、本件文書の表紙に「武蔵野市 株式会社パスコ」の連名を表記していることは不適切である。）。事実に関する情報が、意思形成過程情報として非開示とされるためには、その事実の開示が政策判断を明らかにすることになるものでなければならないが、本件文書は、政策的な判断が含まれるようになる「未成熟な情報」となる前のものである。

したがって、本件文書は市の意思形成過程における「未成熟な情報」となるまでに至っていないのであるから、これが「確定した情報と誤解される」こともなく、その結果、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」も生じないと言うべきである。

よって、結論のとおり答申する。

#### 4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 20 年 5 月 29 日	諮問
平成 20 年 7 月 7 日	実施機関より理由説明書收受
平成 20 年 7 月 23 日	異議申立人より意見書收受
平成 20 年 7 月 28 日	審議（第 10 期第 5 回審査会）
平成 20 年 9 月 3 日	実施機関より補充説明書收受
平成 20 年 9 月 10 日	審議（第 10 期第 6 回審査会）
平成 20 年 10 月 8 日	異議申立人より意見書收受
平成 20 年 11 月 4 日	審議（第 10 期第 7 回審査会）
平成 20 年 12 月 4 日	実施機関より補充説明書收受
平成 20 年 12 月 11 日	異議申立人より意見書收受
平成 21 年 1 月 20 日	審議（第 10 期第 8 回審査会）